

株式会社 岡本製氷冷凍工場

銘柄コード
法人番号 4370501000656

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	10	飲料・たばこ・飼料製造業
細分類 (申請事業)	1041	製氷業
エネルギー管理統括者	【役職】 【氏名】	

エネルギー総使用量	27,531	GJ	710	kL
前年度エネルギー 総使用量			□□□□	kL
非化石エネルギー 総使用量	□□□□	GJ	□□□□	kL
調整後温室効果ガス 排出量	□□□□□		t-CO ₂	

【エネルギーの使用の合理化】

主たる事業における エネルギー消費原単位 (2023年度実績)	□.□□		原単位分母 ■(トン)		
	主たる事業 の構成割合		□□.□ %		
事業者全体の エネルギー消費原単位 対前年度比	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□
事業者全体の 5年度間平均原単位変化(%)	□□.□				

※主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類の考え方に基つき各事業者が決定したものである。

【電気の需要の最適化】

主たる事業における 電気需要最適化評価原単位 (2023年度実績)	□.□□		原単位分母 ■(トン)		
	DR実施日数 □□				
事業者全体の 電気需要最適化評価原単位 対前年度比	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□
事業者全体の 5年度間平均原単位変化	□□.□				

【ベンチマーク指標の状況(合理化)】

ベンチマーク区分	■■	■■■■業
目指すべき水準	□□.□	kL/t以下
ベンチマーク指標の状況	達成	
ベンチマーク区分	■■	■■■■業
目指すべき水準	□□.□	kL/t以下
ベンチマーク指標の状況	未達成	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	-
ベンチマーク指標の状況	-	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	-
ベンチマーク指標の状況	-	

【調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量の量】

種別	合計量		
Jクレジット	□□□□□		t-CO ₂
-	-		t-CO ₂
-	-		t-CO ₂
-	-		t-CO ₂

【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気				
目標(2030年度)	10.0%				
直近5年度間の実績値	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□	0.0
目安設定業種	■■		■■■■業		
目安(2030年度)	【指標】●●●●●に向けた取組による、2030年度における●●●●●の●●●●●に占める●●●●●の割合。 【目標となる水準】□□%以上				
目標(2030年度)	□□%				
直近5年度間の実績値	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□	□□%
目安設定業種	-		-		
目安(2030年度)	-				
目標(2030年度)	-				
直近5年度間の実績値	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□	-

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定量指標)】

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)】

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項
この業界においては、繁忙期と閑散期の格差が大きく、そのため電力使用量についても大きく差が生じてくるため、閑散期において、極力最小限の電力使用量に抑制するとともに、夜間電力をフルに活用するように努力する。
省エネ診断を受け、エネルギー消費量を抑制する努力を行う。
また、全ての照明をLED照明にし消費電力を抑制する。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項
太陽光パネルの設置し、自家発電システムを導入する方向性を検討する。
買電の比率を非化石エネルギーに転換する割合を増やすことを今後検討していく。

【取組の概要:カーボンニュートラルに向けて】

1. 自由記述欄(カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について)

●●●●●

2. 関連リンク

(タイトル)	: ●●●●●(URL)
(タイトル)	: ●●●●●(URL)
(タイトル)	: ●●●●●(URL)

(注意事項)

・赤字囲み欄は必須記載です。
・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。